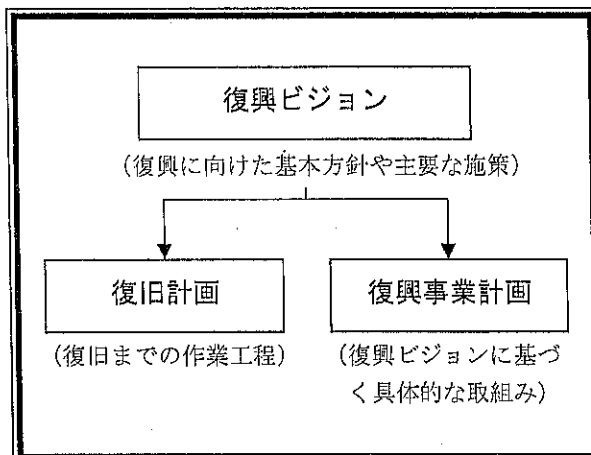


復興事業計画 について

1 復旧・復興計画の構成

- (1) 復興ビジョン（平成 23 年 9 月策定）
復興に向けた基本方針や主要な施策などを示したものです。
[10 年間：平成 23 年度から 32 年度まで]
- (2) 復旧計画（平成 23 年 10 月策定）
道路、河川、橋梁、公共施設など各分野の「復旧」までの作業工程を示したものです。
[3 年間：平成 23 年度から 25 年度まで]
- (3) 復興事業計画（平成 23 年 12 月策定）
復興ビジョンに基づき、具体的な取り組みや主要な事業を示すものです。
[5 年間：平成 23 年度から 27 年度まで]



2 復興事業計画の位置付けと見直し

未曾有の複合災害からの復興に向け、今後、本計画に基づき、早急に様々な取組みを進めてまいります。

しかしながら、現時点では、本計画との整合を図るべき国の第 3 次補正予算等に位置付けられた事業や、県の復興計画に位置付けられた事業等に係る制度の詳細が、必ずしも明らかではありません。

従って、これらの状況が明らかになる中で、本計画に位置付けた事業の見直しが求められる場合や、新たに取り組むべき事業等が生じた場合については、的確に復興を推進する観点から、柔軟な対応を図るほか、必要に応じ計画の見直しを行います。

3 復興事業計画の進行管理等

復興を着実に推進していくためには、本計画の進行状況について、庁内だけで管理するのではなく、各界、各層の代表者をはじめ、高等教育機関や関係団体等の皆様との連携を強化するとともに、広く市民の皆様と情報を共有していく必要があります。

従って、新・市総合計画の推進等を図るために設置される「市行政経営市民会議」を活用し、復興を含めた本市の新しいまちづくりの推進状況を管理するほか、幅広く市民の皆様と情報の提供を行います。

